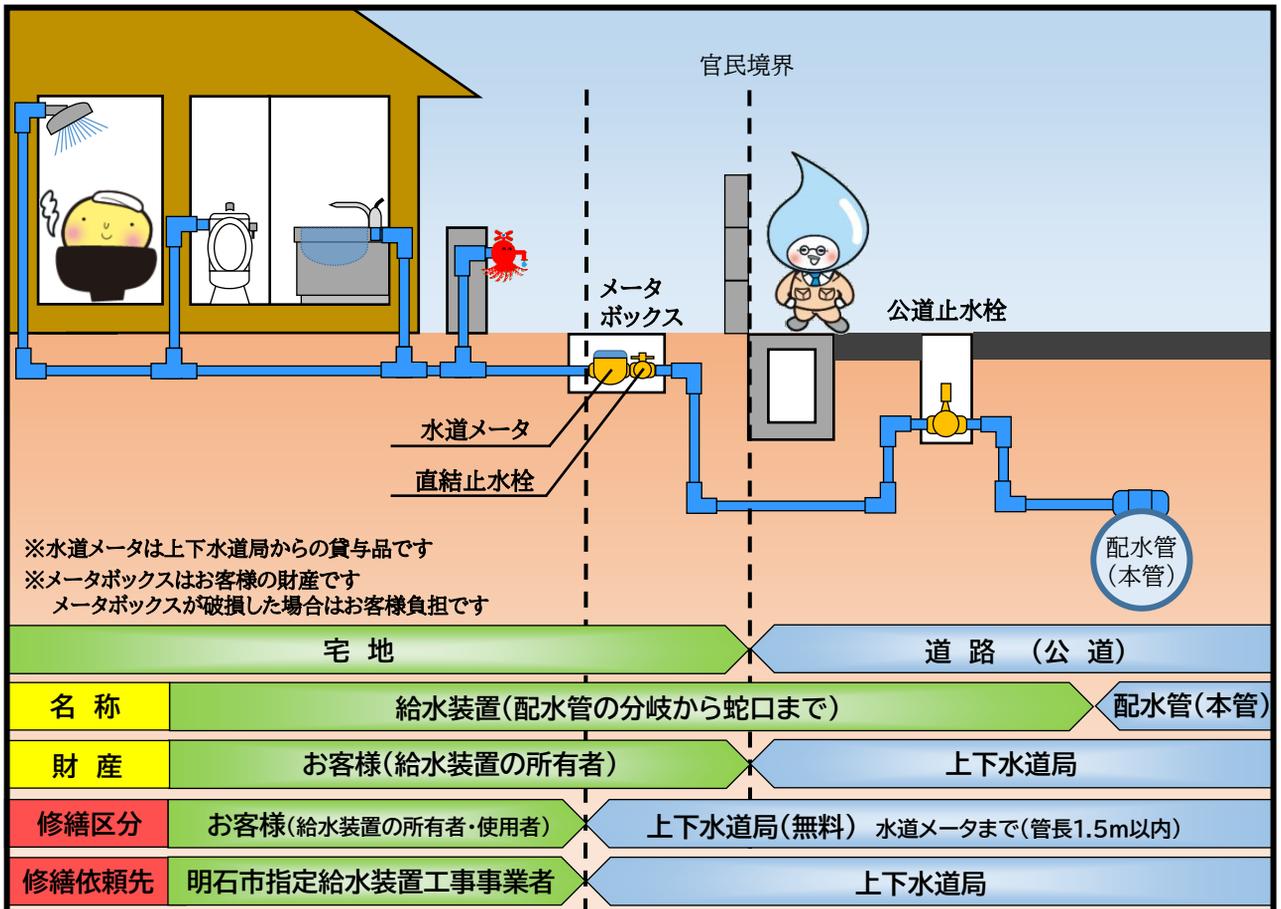


水道管の管理区分と修繕範囲について

一軒家・地付けメータ(アパート等)の場合



官民境界から水道メータまでの給水装置の財産はお客様ですが、漏水があった場合は二次的災害を回避するため、また市民サービスの一環として、上下水道局の費用負担で部分的な応急修繕を行います

ただし、修繕に伴う敷地内の特殊な構造物(タイル、石張り、植栽等)の復旧についてはお客様負担となります

また、敷地内は簡易復旧とし、アスファルト・土間モルタルは厚さ5cmまでとします

掘削・断水の許可が得れない場合、建築物等構造物の下や狭あいでの修理が困難な場合など上下水道局による漏水修繕の対象外となることがあります

道路工事・解体工事等による水道管の破損については、破損させた原因者にて復旧していただきます

お客様の修繕範囲の漏水やご相談は、明石市指定給水装置工事業者へご依頼ください
下水道に関するお問い合わせは、明石市上下水道局下水道管理係 ☎078-934-9623

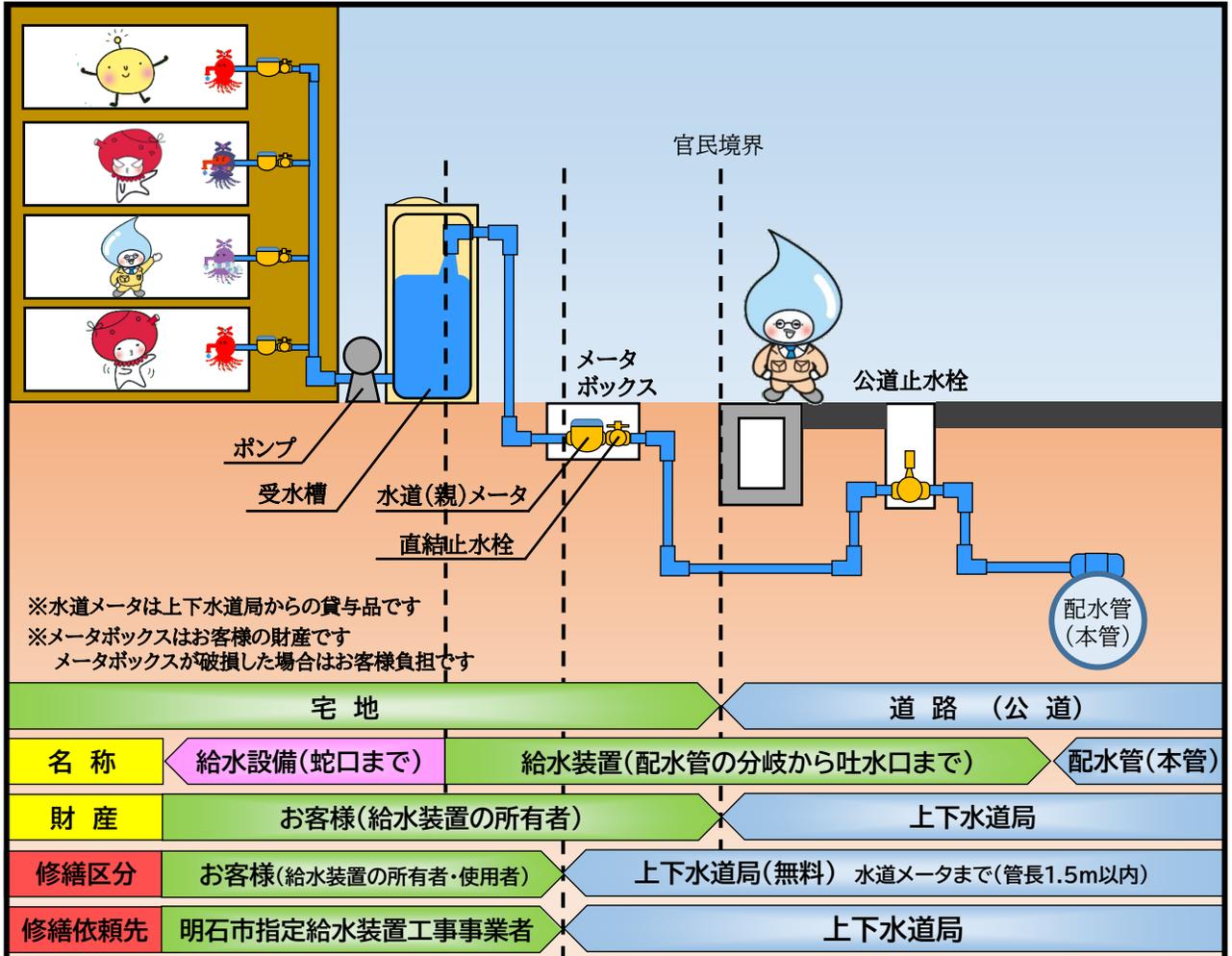
上下水道局修繕範囲の通報・お問い合わせ

明石市水道サービスセンター

☎078-928-6385

水道管の管理区分と修繕範囲について

貯水槽方式の場合



官民境界から水道メータまでの給水装置の財産はお客様ですが、漏水があった場合は二次的災害を回避するため、また市民サービスの一環として、上下水道局の費用負担で部分的な応急修繕を行います

ただし、修繕に伴う敷地内の特殊な構造物(タイル、石張り、植栽等)の復旧についてはお客様負担となります

また、敷地内は簡易復旧とし、アスファルト・土間モルタルは厚さ5cmまでとします

掘削・断水の許可が得れない場合、建築物等構造物の下や狭あいでの修理が困難な場合など上下水道局による漏水修繕の対象外となることがあります

道路工事・解体工事等による水道管の破損については、破損させた原因者にて復旧していただきます

お客様の修繕範囲の漏水やご相談は、明石市指定給水装置工事事業者へご依頼ください
下水道に関するお問い合わせは、明石市上下水道局下水道管理係 ☎078-934-9623

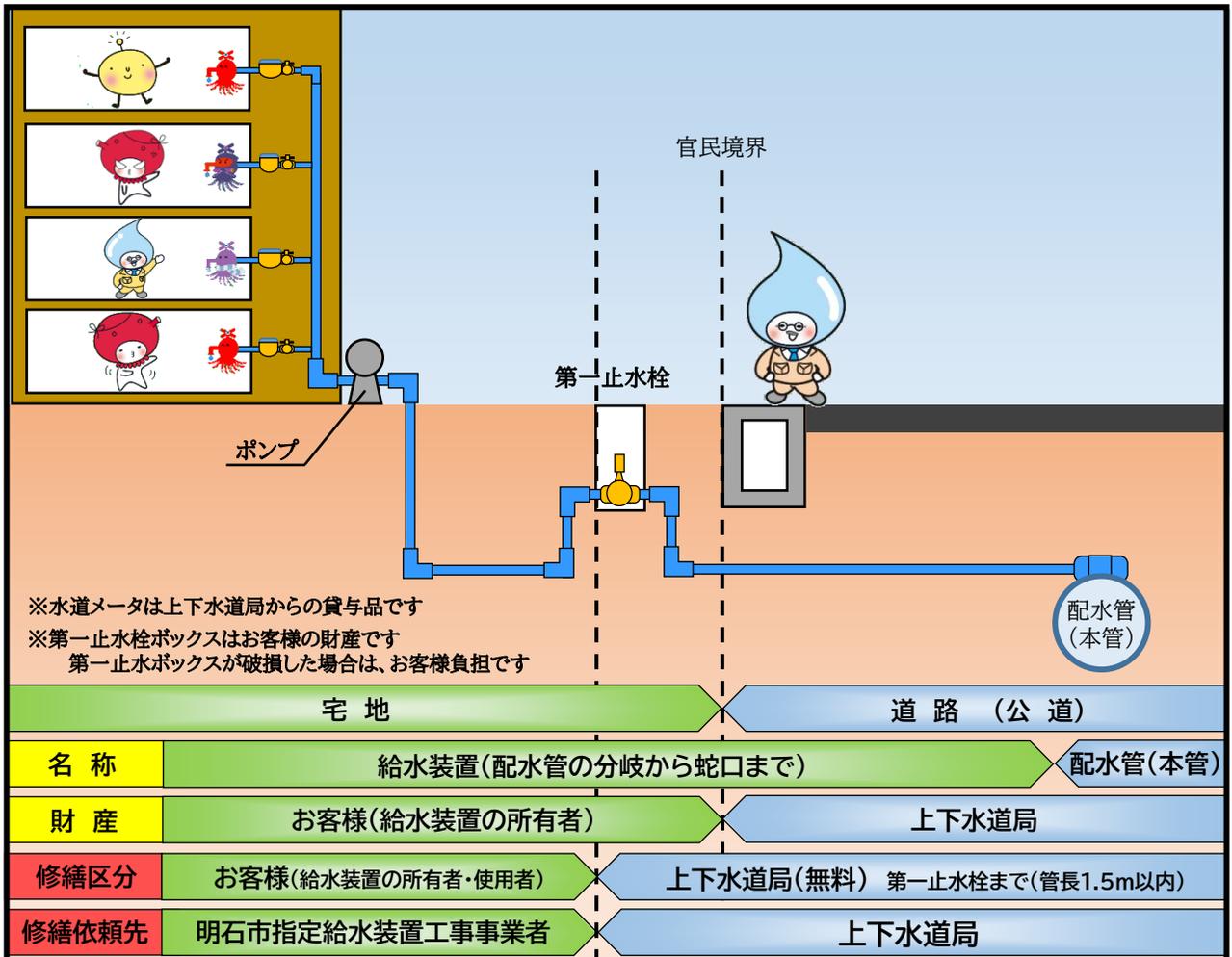
上下水道局修繕範囲の通報・お問い合わせ

明石市水道サービスセンター

☎078-928-6385

水道管の管理区分と修繕範囲について

増圧方式の場合・止水栓が宅内にある一軒家



官民境界から第一止水栓までの給水装置の財産はお客様ですが、漏水があった場合は二次的災害を回避するため、また市民サービスの一環として、上下水道局の費用負担で部分的な応急修繕を行います

ただし、修繕に伴う敷地内の特殊な構造物(タイル、石張り、植栽等)の復旧についてはお客様負担となります

また、敷地内は簡易復旧とし、アスファルト・土間モルタルは厚さ5cmまでとします

掘削・断水の許可が得れない場合、建築物等構造物の下や狭あいで修理が困難な場合など上下水道局による漏水修繕の対象外となることがあります

道路工事・解体工事等による水道管の破損については、破損させた原因者にて復旧していただきます

お客様の修繕範囲の漏水やご相談は、明石市指定給水装置工事事業者へご依頼ください
 下水道に関するお問い合わせは、明石市上下水道局下水道管理係 ☎078-934-9623

上下水道局修繕範囲の通報・お問い合わせ

明石市水道サービスセンター

☎078-928-6385